



東 労 発 基 第 539 号

平成 25 年 7 月 3 日

公益社団法人
建設荷役車両安全技術協会
東京都支部長 殿

東京労働局長



車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全規則第 167 条の
自主検査に係るもの）の公表等について

謹啓 日頃より労働基準行政の推進とりわけ労働災害防止に特段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、平成 25 年 7 月 1 日付け基発 0701 第 1 号により厚生労働省労働基準局長から車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全規則第 167 条の自主検査に係るもの）が公表されたところです。

本指針は、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 58 号）による労働安全衛生規則の改正により、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機に係る定期自主検査が事業者に義務付けられたことに伴い、これらの機械を含めた車両系建設機械の定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、当該定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準が定められたたものですが、別添のとおり送付しますので、貴団体の会員事業場等への周知方をお願いします。

なお、当該指針については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 29 条の 2 において準用する同規則第 24 条の規定により、当局労働基準部安全課及び都内労働基準監督署において閲覧に供していますので申し添えます。

閲覧先

東京労働局

労働基準部安全課

電 話 03-3512-1615

ファックス 03-3512-1559